

かべ新聞

第 85 号

2015年
1月30日

J R 東海労働組合
新幹線地方本部
東京車両所分会

労働審判Ⅲ 第一回審判が行われる！

1月29日、労働審判Ⅲの第一回審判が行われました。

これは、成田新幹線地本委員長に対する「2014年度夏季手当と年末手当においての不当なボーナスカットの撤回とカット分の未払い返還」を求めて労働審判に申し立てたものです。

審理は、審判官から「内容が膨大過ぎて労働審判にはそぐわない」と見解が示されました。次回の第二回審判（2月10日）において今後の方向性が明らかになります。

成田地本委員長に対する報復的な ボーナスカットは許さない！！

会社はこの間、私たち JR 東海労を破壊するための手段として『ボーナスカット』攻撃を行ってきました。私たちは、その都度あらゆる方法を駆使して職場から反撃の闘いを創り出してきました。朝ビラ配布をはじめ職場から声を出し真面目に闘ってきた成果として関連会社の労働条件の改善や山本さんの職場復帰を実現してきました。

今回の地本委員長へのボーナスカット攻撃は、私たちの闘いの成果＝JR東海労の運動の広がりにより危機感をもった会社からの報復的なボーナスカット攻撃なのです。

現認した管理者を明らかにし、その責任を追及しよう！

会社は、ボーナスカット理由とされた非違行為は『現場管理者からの報告』としていますが、それが『誰か？』は明らかにしていません。

理不尽なカットで『専任V』とされたらたまりません！恣意的判断で一方向的に非違行為として報告した管理者を明らかにして、その責任を追及しよう！



全組合員一丸となり闘いを前進させよう！